



金沢市公報

号外第8号

平成17年(2005年)4月5日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
公 告		(第3工区・第4工区)の事業計画の変更に 係る施行地区及び設計の概要を表示する図書 の写しの縦覧について (") 1
金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業 (第3工区・第4工区)の事業計画の変更に ついて (再開発課)	1	金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業 (第4工区)の権利変換計画の縦覧について (") 2

公 告

金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業(第3工区・第4工区)の事業計画を変更したので、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第56条において準用する同法第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月5日

金沢市長 山 出 保

- 市街地再開発事業の種類及び名称
種類 第1種市街地再開発事業
名称 金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業(第3工区・第4工区)
- 事業施行期間
平成16年9月29日から平成20年3月31日まで
- 施行地区及び工区
施行地区 金沢市本町1丁目の一部
工区 第3工区・第4工区
- 施行者の名称
金沢市
- 事務所の所在地
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所内
- 事業計画の決定の年月日
平成16年9月29日
- 変更の内容
事業施行期間 (変更前)平成16年9月29日から平成19年12月31日まで
(変更後)平成16年9月29日から平成20年3月31日まで
- 事業計画の変更の年月日
平成17年4月5日

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第56条において準用する同法第55条第1項の規定に基づき、石川県知事から金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業(第3工区・第4工区)事業計画の変更に係る施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同法第56条において準用する同法第55条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)第2条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月5日

金沢市長 山 出 保

- 縦覧場所

金沢市此花町3番2号

金沢市都市整備局再開発課

2 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第83条第1項の規定により、金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業(第4工区)の権利変換計画を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者は、縦覧期間内に、当該権利変換計画について金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成17年4月5日

金沢市長 山 出 保

1 縦覧期間

平成17年4月6日から4月19日まで

2 縦覧場所

金沢市此花町3番2号

金沢市都市整備局再開発課

3 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

平成17年(2005年)4月5日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)4月5日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	120円		